

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	池田 (細尾) 萌子
論文題目	フランスの中等教育における学力評価論の展開 —教養・エスプリの揺らぎとコンピテンシー概念の台頭—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本研究は、1920年代から現在までの、フランスの中等教育における学力評価論の展開を、理論と制度と実践の三層から重層的に明らかにするものである。1920年代以降を対象として扱う理由は、1927年に、「ドシモロジー」という、フランスでは初めての体系的な学力評価論が登場したからである。</p> <p>本研究では第1部(第1章と第2章)では、1920-30年代と1960-70年代の「ドシモロジー」の展開と1970-80年代の「目標に基づいた教育学(PPO)」の展開を検討し、この二つの評価論に影響を与えたアメリカの学力評価論がフランスの伝統的な学力・評価観をいかに揺るがしたかを分析している。第2部(第3章～第6章)では、OECDやEUの影響を受けて1980年代から興隆してくる「コンピテンシー」に基づくアプローチと伝統的な学力・評価観との間でいかなる相克が生じているかを明らかにしている。とりわけ、2013年の「新教育基本法(ペイヨン法)」で制定された「知識・コンピテンシー・教養の共通基礎」をめぐる論争を詳細に考究している。以上の理論、政策への考察に加えて、実践レベルでの検討として第4章では「コンピテンシー個人簿(LPC)」と第6章では「ポートフォリオ法」の実践を紹介し分析を加えている。</p> <p>以上の考察を踏まえて、本研究では、フランスの中等教育における学力・評価観は、アメリカやOECDやEUといった外発的な影響を受けて発展しつつも、教養・エスプリや教師の主体性、論述試験、教育実践の保護を軸とする伝統が今日も根強いと結論づけている。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、1920年代以降から現代までのフランスの中等教育における学力評価論を、理論、制度、実践の三層において重層的構造的に考察したものである。従来、日本におけるこの分野の先行研究の多くは制度的側面のみの考察にとどまり、フランスにおける先行研究では各時代のトピックに関する研究が中心であった。したがって、本研究によって、バカロレア試験を中心とするフランスの学力評価論の展開と特質と論点をアメリカや OECD、EU からの影響も含めて総合的に系統的に明示したことの意義は大きい。

なお、本研究を実施するに当たっては、膨大な資料収集とフランスでの学力評価実践の観察、さらにフランスを代表する学力評価研究者への複数回に及ぶインタビューを行い、その実証性を高める努力が傾注されている。また、本研究論文の第1部は、2013年度の日本教育方法学会の若手奨励賞を受賞するなど、その高い研究力量は当該学会においても認知されているところである。さらには、グローバル化に伴う学力評価問題が今日の教育改革の基軸になろうとしている日本においても、その研究的意義はきわめて大きいと言えよう。以下、本研究が明らかにしたフランスにおける学力評価論の三つの時期の論点を明示することによって、本研究の成果を概括しておきたい。

まず、アメリカの教育測定運動の影響を受けた「ドシモロジー」は、評価の信頼性を確保すべく、標準テストや客観テストを提起するが、教養、エスプリを重視する伝統的な評価制度を支持する中等教育教員たちによって反対された。しかしながら、ドシモロジーは、バカロレア試験のモデレーション制度の構築など、教師自身が評価制度を洗練させることを促す役割を果たしたことを指摘している。また、同じくアメリカの影響になる「目標に基づいた教育学 (PPO)」は、1980年代のフランスの中等教育現場に広く浸透するが、学習活動が目標の枠内に限定され、いわゆる目標つぶしの詰め込み学習となる点が批判されることになる。しかしながら、「目標に基づいた教育学 (PPO)」によって、評価主体である教師に、教養・エスプリを発揮して文章で表現させる論述問題も、形成的評価の一環として自覚させる契機をつくりだしたことを解明している。さらには、2013年の「新教育基本法 (ペイヨン法)」で制定された「知識・コンピテンシー・教養の共通基礎」をめぐる教養教育派とコンピテンシー教育派との論争においては、前者は、教科内容を体系的に教授することで教養を身につけさせ、エスプリを発揮して自己実現する市民を育てることを是とするのに対して、後者は、コンピテンシーを育成することで、実社会で有用な人的資源としての労働者を輩出することを理想としていると分析し、この論点は、現代フランスにおいても、なお論争の渦中にあると指摘している。

なお、試問において、「初期ドシモロジーと修正ドシモロジーとの関連性」、「『目標に基づいた教育学 (PPO)』とコンピテンシーに基づくアプローチとの親和性」、「EU のコンピテンシー概念と、フランスにおけるコンピテンシー概念や教養・エスプリ概念との異同」に関する質問がなされた。これらの質問への応答の中で、フランス固有の教育思想、教育制度のあり方についてさらに探究する課題があることが自覚された。

このように、本論文は、今後の課題を残すものの、それらは本論文の学問的意義を損なうものではない。口頭試問では、これらの課題についての的確な応答が行われ、本人も今後の研究課題としてさらなる研究に邁進する決意を示している。

よって、本論文は博士(教育学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成27年2月5日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、(期間未定)当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。